

○利用カード販売者又は利用カード収納者に対する措置命令等

(第 16 条の 3 第 2 項, 第 16 条の 4 第 3 項, 第 17 条第 3 項, 第 4 項)

改正 平成 26 年 3 月 20 日 平成 29 年 3 月 22 日

処分基準

平成 29 年 3 月 22 日作成

法令名	岡山県青少年健全育成条例
根拠条項	第 16 条の 3 第 2 項、第 16 条の 4 第 3 項、第 17 条第 3 項、第 4 項
処分の概要	利用カード販売者又は利用カード収納者等に対する措置命令等
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	
処分基準	<p>1 用語の意義 この基準において「措置命令等」とは、岡山県青少年健全育成条例(昭和 52 年岡山県条例第 29 号)第 16 条の 3 第 2 項、第 16 条の 4 第 3 項、第 17 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、利用カードの販売をした者(以下「販売者」という。)又は自動販売機に利用カードを収納した者若しくは自動販売機を設置した者(以下「収納者等」という。)を名あて人として必要な事項を命ずることをいう。</p> <p>2 措置命令等の基準 (1) 措置命令等は、社会通念上、客観的かつ合理的に判断して、相当と認められる範囲内で行う。 (2) 措置命令等は、販売者や収納者等に過大な負担を課さないものとする。 (3) 措置命令等の内容は、違反行為と関連性のあるものとする。 (4) 措置命令等は、1 回の違反について 1 回行う。</p> <p>3 措置命令等の内容 (1) 違反状態が解消されていない場合は、当該違反を解消するため必要な下命をする。この場合において、当該違反が命令後直ちに解消されるべきものであるが、それが困難なものである場合は、その態様に応じ、必要最小限度の猶予期間を設ける。また、必要に応じ、違反状態の解消方法を盛り込む。 (2) 違反状態が解消された場合には、将来において同種の違反の再発を防止するための命令を行う。 (3) 状況に応じ、(1)及び(2)の命令を併せて行う。</p>
問い合わせ	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室

合 わ せ 先	
決 裁 区 分 等	警 察 署 長